

人事よろず相談室

アドバイザーに聞く



福島 達夫

福島労務サポートオフィス代表
社会保険労務士

～労働時間上限規制について～

Q 先日「働き方改善実行計画」が発表され、新たな労働時間上限規制が実施されると聞きましたが何がどの様になるのか教えて下さい。

A 時間外労働及び休日労働を実施させるときに締結・届出が必要な、時間外労働及び休日労働に関する協定（以下「36協定」という）での延長時間に対して、新たな限度基準が設けられることになり、過重労働となる様な時間外労働及び休日労働を抑制することになります。

《解説》

安倍首相が議長を務めた働き方改革実現会議で決定された「働き方改革実行計画」が3月28日に公表されました。その中の項目の1つに「罰則付き時間外労働の上限規制の導入など長時間労働の是正」があり、時間外労働及び休日労働を実施させるときに締結・届出が必要な、「36協定」での延長時間に大きな変更が実施される予定です（今後、労働政策審議会・国会を経て法改正等実施）。

現在の法定労働時間は、原則1日8時間、1週間40時間となっています（例外：変形労働時間制、フレックスタイム制、裁量労働制、特例事業場等）。この法定労働時間を超え、または休日に労働させる場合には、「36協定」の締結・届出が必要でこの協定での延長時間は「時間外労働の限度基準」（平成10年労働省告示第154号）に規定され、具体的な数値は以下のようになっています。

期 間	限 度 時 間	
	一般労働者	対象期間が3ヶ月を超える1年単位の変形労働時間制対象者
1週間	15時間	14時間
2週間	27時間	25時間
4週間	43時間	40時間
1か月	45時間	42時間
2か月	81時間	75時間
3か月	120時間	110時間
1年間	360時間	320時間

※「工作物の建設等の事業」「自動車の運転の業務」「新技術、新商品等の研究開発の業務」等は適用除外

ただし事業・業務を問わず、特別な事情の発生が予想される場合「特別条項付き36協定」を結べば、年間最大6か月まで限度時間を超えて時間外労働をさせることができ、その上限時間は規定されていません。

この「特別条項付き36協定」の上限規制として、以下の事が規定されることになる予定です。

- ①年間の時間外労働を720時間（月平均60時間）以内とする
- ②休日労働を含んで、2か月、3か月、4か月、5か月、6か月の平均はいずれも80時間以内とする
- ③単月では休日労働を含んで100時間未満とする
- ④月45時間を超える時間外労働は年半分を上回らないよう6か月を限度とする

これらの基準は日本労働組合総連合会、日本経済団体連合会の両団体が労使合意しており、内容は変わらないと思われます。また現在の「限度基準告示」を法律に格上げし罰則による強制力を持たせることになりそうです。

その他、「36協定」の延長時間を定める対象期間について、現行制度は「1日」「1日を超え3か月以内の期間」及び「1年間」としてありますが、今後は「1日」「1か月」及び「1年間」に固定する事、休日労働を含んだ時間外労働に関しては上記④の特例期間以外の通常の月にも複数月平均80時間以内、単月100時間未満にする事も検討されています。

平成29年1月20日に「労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関するガイドライン」が策定されています。適用の範囲、労働時間の考え方、労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置等について、今一度確認が必要です。